

耕作権が両立するように）。そしてこの両立する場でのある種の利用制限現象をとらえて“網掛け”とよんでもよいだろう。住民はこのような権限をもっていることを自覚すべきではなかろうか。

住民が網掛けとしての共同占有権をもっているという事実は、視点を変えると住民がゾーニングの権利をもっているともいうことができる。このようにゾーニングという視点をとると、単に権利を主張する住民という位置づけにとどまらないで、地区計画の策定主体としての住民という位置づけが生まれてくる。ゾーニングは自分たちの住む地区だけの視野ではなくて、当該都市全体ほどの広がりの視野を住民に要求することになるだろう。¹³⁾」としている。

真田是は、「有効な制度・施策の対応がないために住民を苦しめている生活問題で社会福祉以外で対応すべきものであっても、共同生活手段を要求・整備させていく段階では地域福祉の対象と方法になる」あるいは、「個々の形で現れる生活問題の場合もそれらに共同的に対応しようとする時に社会福祉の対象と方法となる」として¹⁴⁾、「共同生活手段の要求・整備」や「新しい地域共同性の追及・生成」による「生活の共同的再生産」による地域福祉ひいては地域づくりを展開している。生活の共同的再生産論といえる。

これらの論者に共通しているのは、住民生活に不可欠な社会的共同消費手段の利用ないし管理の共同性に注目して住民の主体的な地域づくりを提起したものであり、実践的な地域概念とみなすことができる。

D 考察

岩本由輝や中村吉治たちの指摘しているのは、“可視的な行政区画や村落景観と共同体の同一視”がいとも簡単に生じることと、創作される擬制（フィクション）／行政地域概念が無批判的に通用するのは、いわば相互規定的な関係にあるということである。そしてその背景にあるのは芳賀登が指摘するように強力な中央集権的政治権力の存在であり、地域主義にもとづく連邦制的国家意識の欠落である¹⁵⁾。

これら先行研究は、歴史的事実をふまえるならば地域概念を行政区画と生活共同体という質的に異なるものとして捉えていくことの必要性を確認したものといえる。そして、高桑史子が指摘した過疎地域における行政役割とその生活共同体との関係は、視点を変えるならばこうした地域における生活共同体は行政の支えなしには存続が困難であるという事実を示すものである。

したがって、こうした状況を踏まえるならば、地域概念を生活インフラの共同的利用ないし管理に着目して住民の主体的共同形成として捉えようとする中田実、鳥越皓之、真田是などの議論を手がかりとしながら、住民主体の生活共同体を基本とした上で、行政との適切な関係づくりを行う新たな地域概念の形成が今日的課題となっていることが確認されたといえよう。

E 結論

地域概念を行政区画や生活共同体としてのそれとして区分して捉えることが、歴史的経過を踏まえた事実認識であることが確認されるとともに、住民が主体的につくる

生活共同体を基本に住民主体型地域概念を再構築していくことの必要性が確認されたといえよう。同時に、こうした住民主体型の地域つくりにおける行政支援の重要性も確認されたことから、行政地域概念も従来型の行政管理型地域概念から、住民支援型行政地域概念への転換が求められているといえよう。この両者は協働的関係をとりながら併行していくものか、統合的に展開していくかは、実践のなかで見極めていくものとなろう。

今後、こうした地域概念の理念型をもとに、長野モデルにおける地域特性の検討の継続研究を行う。

【注】

- 1) 芳賀登「地域概念の歴史的変遷」『地域概念の変遷』雄山閣出版株式会社、1975年。
- 2) 中村吉治「総論」『村落構造の史的分析』日本評論新社、1956年。
- 3) 同上論文。
- 4) 岩本由輝『村と土地の社会史』刀水書房、1989年。
- 5) 同上書。
- 6) 同上書。
- 7) 高桑史子「つくられた「離島」—甑島浦内地区の構造と変化」村武精一・大胡欽一編『蒲生正男教授追悼論文集 社会人類学からみた日本』河出書房新社、1993年。
- 8) 同上論文。
- 9) 同上論文。
- 10) 中田実『地域共同管理の社会学』東信堂、1993年。
- 11) 鳥越皓之『環境社会学の理論と実践』有斐閣、1997年。
- 12) 同上書。
- 13) 同上書。
- 14) 真田是『地域福祉の原動力』かもがわ出版、1992年。
- 15) 芳賀・前掲論文。

F 健康危険情報

特記すべきことなし

G 研究発表

特記すべきことなし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

特記すべきことなし